

令和5年度 入園・入所児を募集します

【申込期間】12月19日(月)まで

利用には認定区分があります

子どもの年齢や保護者の状況に応じて、1号～3号認定に区分されます。

【1号認定】

満3歳以上の幼児が対象で、幼稚園(4、5歳児)または認定こども園に利用申し込みできます。

【2号・3号認定】

2号認定は保育を必要とする満3歳以上の幼児が対象で、3号認定は保育を必要とする満3歳未満の乳幼児が対象です。2号認定・3号認定とも保育所(園)または認定こども園に利用申し込みできます。ただし、保護者の就労などが条件です。

保育所(園)・認定こども園 (2号・3号認定分)

就労などにより乳幼児を家庭で保育することができない保護者の方は、下記の申請先へ所定の「教育・保育給付認定申請書」「保育利用理由調査票」および必要な添付書類(就労証明書など)を期日までに提出してください。

募集人数につきましては、次頁(5ページ)の募集状況にてご確認ください。申込数が募集定員を超過する場合は、各ご家庭の就労状況などにより、「保育の必要性」を判断し、利用調整を行うため、ご希望の施設に入所(園)できない場合があります。ご承知ください。

【申請先】

認定こども園(2号・3号認定分)および保育所(園)に入園・入所希望の方は、市児童福祉課(市役所1階⑩番窓口)まで。

【募集対象者】

0歳児(令和4年4月2日生)～令和4年10月1日生)
1歳児(令和3年4月2日生)～令和4年4月1日生)
2歳児(令和2年4月2日生)～令和3年4月1日生)
3歳児(平成31年4月2日生)～令和2年4月1日生)
4歳児(平成30年4月2日生)～平成31年4月1日生)
5歳児(平成29年4月2日生)～平成30年4月1日生)

保育利用時間について

保育標準時間は、両親ともフルタイムの共働き世帯などを対象とし、保育短時間は、両親のどちらかがパートタイムの共働き世帯の場合などを対象としています。

※次頁(5ページ)の表を参照ください。

手続きには個人番号が必要です

申請時もしくは令和5年1月に実施する保護者面談の際に、世帯全員分の個人番号(マイナンバー)を記載していただきます。保護者につきましては、番号確認および本人確認が必要となります。

幼稚園・認定こども園 (1号認定分)

満3歳以上の幼児が対象で、幼稚園(4、5歳児)または認定こども園に利用申し込みできます。

手続きには個人番号が必要です

新規入園申込手続きの際に世帯全員分の個人番号(マイナンバー)を記載していただきます。保護者につきましては、番号確認および本人確認が必要となります。

預かり保育の無償化について (申請が必要です)

保護者の就労等により、保育を必要とする事由に該当する場合、預かり保育の利用料が上限の範囲内で無償化されます。

申請手続きについては、市教育委員会学校課へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

保育所(園)・認定こども園(2号・3号認定分)

市児童福祉課(市役所1階⑩番窓口)

☎02-33818 / FAX02-337338

Mail:jidoufukushi@city.komatsus

hima.i-tokushima.jp

幼稚園・認定こども園(1号認定分)

市教育委員会学校課(教育庁舎2階)

☎02-33811 / FAX02-333540

Mail:gakkou@city.komatsushima.i-tokushima.jp

令和4年9月分より保育料を
最大20%減額しています



詳しくはこちらのQRコードから
ご確認ください。



小松島市子育て世代応援プロジェクトにより、子育て世代の満足度を高め小松島市に住み続けてもらえるよう0から2歳児の各階層に応じた保育料の見直しを実施。特に保育料が大きな負担となる所得階層を重点的に引き下げ、保護者の経済的負担を減らしています。

